第百六十条の見出し中「新事業促進課」を「創業・新事業促進課」に改め、同条中「新事業促進課」を「創業・新事業促進課」に改め、同条第三号中「創業・技術課」を「技術・経営革新課」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第二号を第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三　中小企業の海外における事業の展開の促進に関すること。

第百六十条第一号中「創業・技術課」を「技術・経営革新課」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　中小企業の新たな事業の創出に関すること。

第百六十条を第百六十一条とする。

第百五十九条の次に次の一条を加える。

（小規模企業振興課）

**第百六十条**　小規模企業振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　小規模企業の振興に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　小規模企業者等設備導入資金助成法の施行に関すること。

三　商工会及び全国商工会連合会の組織及び運営一般に関すること。

附則第九条（見出しを含む。）中「技術振興課」を「技術振興・大学連携推進課」に改める。

**附　則**

この政令は、平成二十六年七月一日から施行する。

経済産業大臣　茂木　敏充
内閣総理大臣　安倍　晋三

---

地方税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年六月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第二百十二号**

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の三の五を削る。

第八条の五中「除く。）」の下に「又は第百四十四条の三第一項（同法第百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を除く。）」を加える。

第八条の二十中「第五十三条第十二項」を「第五十三条第十二項第一号」に改め、同条に次の二項を加える。

3　法第五十三条第十二項第二号に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

4　法第五十三条第十二項第三号に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

第八条の二十一中「うち同条第十二項」を「うち法第五十三条第十二項第一号」に、「規定する控除対象還付法人税額」を「規定する内国法人の控除対象還付法人税額、同項第二号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は同項第三号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額」に、「被合併法人等の同条第十二項第一号」に、「当該控除対象還付法人税額」を「当該内国法人の控除対象還付法人税額、当該外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は当該外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額」に、「同条第十二項の」を「同項各号の」に、「同項の法人」を「同項各号の法人」に、「基因して同条第十三項」を「基因して法第五十三条第十三項」に改める。

第九条の三第二号中「（同法第百四十五条において準用する場合を含む。）」を「又は第百四十四条の六第一項」に改める。

第九条の七第一項中「規定する控除対象外国法人税の額」の下に「若しくは同法第百四十四条の二第一項に規定する控除対象外国法人税の額」を加え、同条第二項中「控除限度額を加算した金額」の下に「若しくは同法第百四十四条の二第一項に規定する控除限度額」を加え、「及び第八十一条の十五」を「、第八十一条の十五及び第百四十四条の二」に改め、同条第三項中「法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という」を「内国法人（法第二十三条第一項第三号イに規定する内国法人をいう。以下この条において同じ」に改め、同条第六項中「規定する控除限度額」の下に「若しくは同法第百四十四条の二第一項に規定する控除限度額」を加え、同条第七項中「若しくは」の下に「同令第百九十七条第四項に規定する国税の控除余裕額（同令第百九十八条第三項の規定によりないものとみなされた額を除く。）若しくは」を加え、同条第八項中「内国法人が適格合併」を「内国法人又は外国法人（法第二十三条第一項第三号ロに規定する外国法人をいう。以下この条において同じ。）が適格合併」に、「内国法人の」を「内国法人又は外国法人の」に改め、同項第二号及び同条第九項から第十二項までの規定中「内国法人」の下に「又は外国法人」を加え、同条第十三項中「内国法人の」を「内国法人三年前事業年度等開始日」に、「内国法人を」を「内国法人又は外国法人を」に改め、同条第十四項中「内国法人」の下に「又は外国法人」を加え、同項第二号イ中「規定する国外所得金額」を「規定する調整国外所得金額」に、「国外所得金額」を「内国法人の調整国外所得金額（第二十四項第一号において「外国法人の調整国外所得金額」という。）」に、「個別国外所得金額」を「個別調整国外所得金額」に改め、同条第十五項及び第十六項中「内国法人」の下に「又は外国法人」を加え、同条第十八項中「控除する事業年度」の下に「若しくは同法第百四十四条の二の規定により同条の外国の法人税の額を控除する事業年度」を加え、同条第十九項中「若しくは第七十四条第一項、第百四十四条の三第一項若しくは第百四十四条の六第一項」に改め、「、当該法人税割額」の下に「（外国法人にあつては、法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。以下この項において同じ。）」を加え、同条第二十四項第一号中「国外所得金額又は個別国外所得金額」を「内国法人の調整国外所得金額若しくは外国法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額」に改める。

第九条の九の三第一項第一号中「第七十四条第一項」の下に「又は第百四十四条の六第一項」を加える。

第十条の二を削り、第十条を第十条の二とし、第二章第二節中同条の前に次の一条を加える。

（恒久的施設の範囲）

**第十条**　法第七十二条第五号イに規定する政令で定める場所は、次に掲げる場所とする。

一　支店、出張所その他の事業所若しくは事務所、工場又は倉庫（倉庫業者がその事業の用に供するものに限る。）

二　鉱山、採石場その他の天然資源を採取する場所

三　その他事業を行う一定の場所で前二号に掲げる場所に準ずるもの

2　次に掲げる場所は、前項の場所に含まれないものとする。

一　外国法人（法第七十二条第五号イに規定する外国法人をいう。以下この節において同じ。）がその資産を購入する業務のためにのみ使用する一定の場所

二　外国法人がその資産を保管するためにのみ使用する一定の場所

三　外国法人が広告、宣伝、情報の提供、市場調査、基礎的研究その他その事業の遂行にとつて補助的な機能を有する事業上の活動を行うためにのみ使用する一定の場所